

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（港北区）

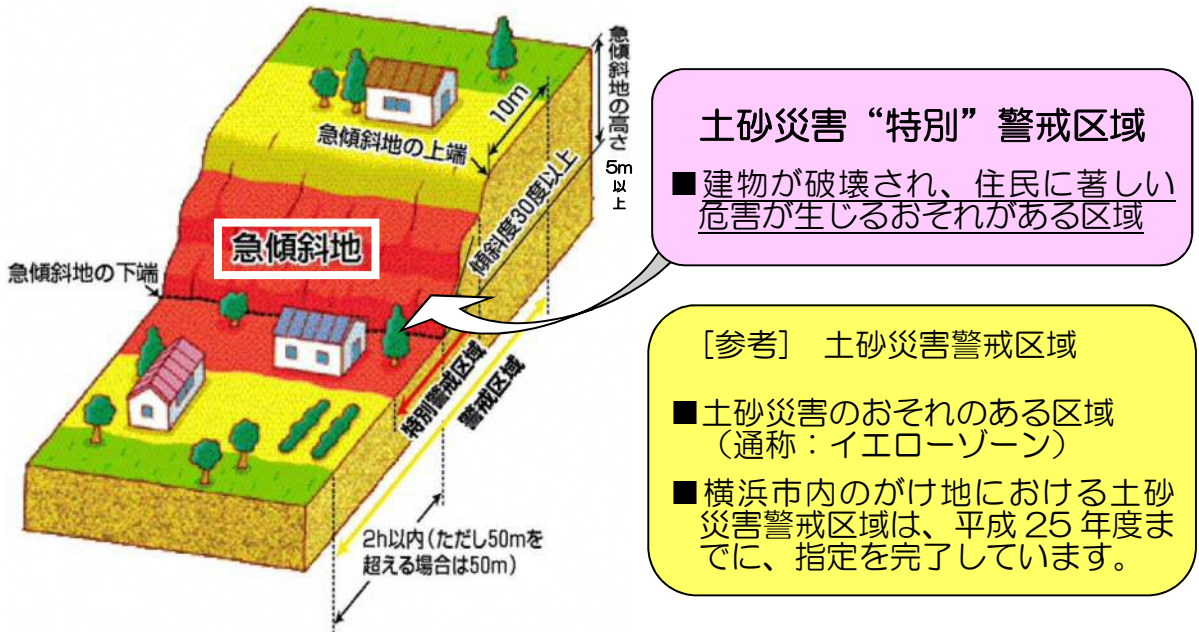
～土砂災害に備えていただくために～
土砂災害“特別”警戒区域の指定に向けて、がけ地の現地調査等を行います。

土砂災害に備えていただくため、土砂災害防止法に基づき、「土砂災害“特別”警戒区域（通称：レッドゾーン）」の指定に向けて、がけ地の現地調査等を行います。

1 現地調査等とは

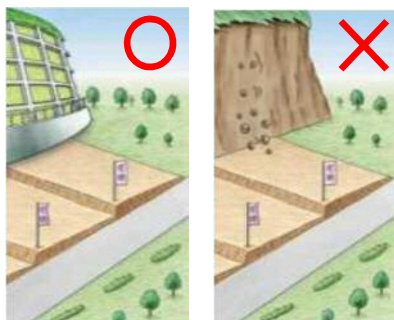
- 目的 土砂災害により、被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などについて、「現地調査」や「現地測量」を行うものです。
- 場所 横浜市「港北区」のがけ地（急傾斜地）と、これに隣接する地域
- 時期 2019年（平成31年）1月から2020年1月まで〔予定〕
※なお、今後の調査等の進捗状況により、変更する場合があります。

2 土砂災害“特別”警戒区域とは

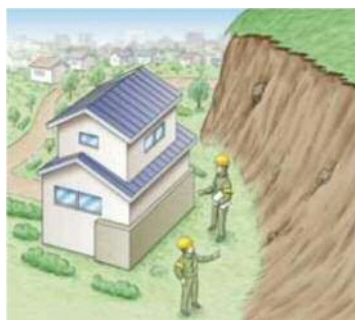


3 土砂災害“特別”警戒区域に指定されると

● 特定開発行為に対する許可制



● 建築物の構造規制



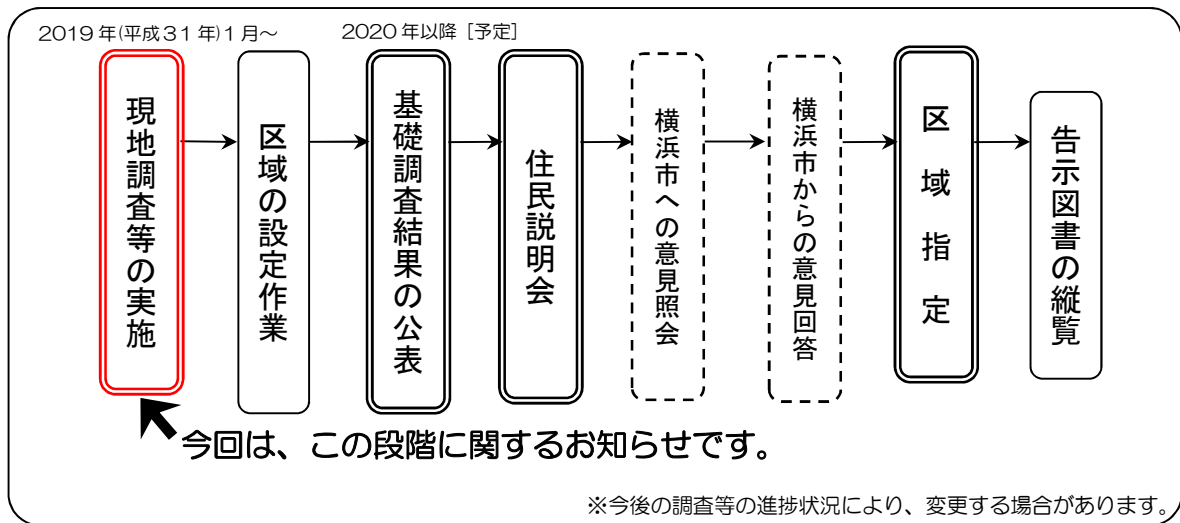
● 建築物の移転等の勧告



（裏面につづく）

(つづき)

4 スケジュールについて



- 現地調査等に入る約1週間前には、この回覧とは別に、土地の所有者や占有者へ「郵送やポスティング」により、詳細な「現地調査等に入る旨のお知らせ」を配布いたします。

5 調査員について

- 身分証明書を携帯し、腕章を着用することにより、県の委託業務の調査員であることを明確に示します。



6 問合せ先について

- 現地調査等に関すること

神奈川県 横浜川崎治水事務所 急傾斜地第一課

住所 〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20

電話 045-411-2520 (直通) 8:30~12:00、13:00~17:15

- 土砂災害防止法全般に関すること

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 砂防海岸課 急傾斜地グループ

住所 〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-1111 (代表) 8:30~12:00、13:00~17:15

詳しくは、[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)

検索